火災保険も自動車保険も同じ「物」保険だが…
雨の吹き込みによる損害は両者で異なる支払対象に

「あっちとこっちが違う」といった〝保険あるある〟を2つ。

まずは自動車の事故。車どうしの衝突事故で、お互いに事故状況の言い分が異なることはよくあります。

大型トラックの運転者（被保険者）から、「自車の車線に割り込んできた相手車と衝突した」と報告を受けましたが、事故の相手は「信号待ちで止まっているときに追突された」との主張です。

どちらも自分が被害者のようで随分と主張が食い違っていますが、さて、どのような状況であればこのように正反対の認識になってしまうのか？

こんな時、便利なのがドライブレコーダー（※以下ドラレコ）。早速、自車のドラレコ映像を確認しました。

自車の前に相手車のフロント部がわずかに映っています。おそらく相手車は、信号待ちを機に車線を譲ってもらおうと自車の車線に頭を入れたのでしょう。ところが、すぐさま信号が青に変わったため、発進させた自車と衝突しました。

ドラレコを見る限り、相手は譲ってもらった車線に停車していたため「追突された」と思ったのでしょう。

しかし、なぜ自車は、前に止まっている車両があるにもかかわらず発進させてしまったのか!?その理由はすぐに分かりました。

自車は車高の高い大型トラック。ドラレコはフロントガラスに装着です。当然、ドラレコと運転者の視野は異なっており、ドラレコでは見えている相手車は、運転者からは死角だったということです。

そのため、自車の運転者は、発進させた途端に思いもよらぬ衝撃で、「割り込まれた」と認識したようです。

ドラレコの装着位置によっては、その映像が運転者の見た状況とは限らないことを理解した上で、事故状況の把握が必要であると感じました。

時折、右路地から出てくる車両が随分手前から見えるのに、なぜ衝突を回避できなかったのだろうと思えるドラレコ映像もありますが、もちろんこれは、右前方の視界が開かれる助手席側にドラレコが装着されていたと理解できます。

さて、もう一つは、火災保険と自動車保険の「こっちは無責であっちは有責」の事故例です。

「部屋の窓を閉め忘れたため、雨が吹き込んでテレビ（家財）が水濡れして故障した」

このケースが免責であることは割と理解されている約款です。火災保険では、建物の破損を伴わない雨の吹き込みによる水濡れ損害は、保険金の支払い対象にはなりません。

この免責条項が印象に強いせいか、自動車保険のご契約者から「車の窓の閉め忘れで、雨が吹き込んでシード等が汚損してしまった」なんて報告が入ったら、迷わず「雨の吹き込み損害は保険の対象とはなりません」と答えてしまいそうです。

しかし、火災保険と違い、自動車保険（車両保険）は保険金の支払い対象となりますので注意が必要です。

火災保険も車両保険も同じ物保険なのですが、車両保険では、窓の閉め忘れによる雨の吹き込み損害は〝偶然な事故〟として解釈する、チョット紛らわしい例でした。

株式会社ドリームパートナーズ
代表取締役　藤本 准一
【ＨＰ】http://www.dream-p.jp

＊＊＊